

松伏町下水道事業会計 業務状況説明書

令和 5 年 度
下半期
(10月～3月)

1 事業の概況

(1) 総括事項

下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全など広範な機能を有する基幹的な施設のひとつであり、下水道の整備を町政の大きな柱としております。昭和60年11月に埼玉県より松伏公共下水道の事業認可を受け、これまで事業推進に積極的に取り組み、平成5年4月の一部供用開始から31年が経過し、市街化区域の整備については概ね完了しました。令和5年度については、上河原・八反地区の污水管整備が完了し、令和5年度末の污水管整備面積は279.6haとなっております。

令和5年度の主な事業として、ストックマネジメント実施設計に伴い、松伏污水中継ポンプ場及び内前野真空ステーションの電気・機械更新工事を実施し、施設の適正な維持管理に努めました。また、市街化区域内で唯一下水道が整備されていない区域の污水管渠整備工事を実施いたしました。

(2) 業務量

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

区 分 項 目	下半期 の状況	上半期 の状況	上半期との比較		年度末現在
			増 減	増減率	
行政区域内人口	28,068 人	28,222 人	△ 154 人	△ 0.55%	28,068 人
処理区域内人口	19,566 人	19,670 人	△ 104 人	△ 0.53%	19,566 人
水洗化人口	16,500 人	16,766 人	△ 266 人	△ 1.59%	16,500 人
普及率	69.7%	69.7%	0.0%	0.00%	69.7%
水洗化率	84.3%	85.2%	△ 0.9%	△ 1.06%	84.3%
汚水処理水量	819,116 m ³	889,527 m ³	△ 70,411 m ³	△ 7.92%	1,708,643 m ³
一日平均汚水 処理水量	4,476 m ³	4,861 m ³	△ 385 m ³	△ 7.92%	4,668 m ³
有収水量	775,930 m ³	784,405 m ³	△ 8,475 m ³	△ 1.08%	1,560,335 m ³
有収率	94.7%	88.2%	6.5%	7.37%	91.3%

2 経理の状況

収益的收入及び支出

収 入

科目	予算現額	執行済額			執行率
		下半期	上半期	合計	
下水道事業収益	520,477,000 円	283,843,293 円	232,125,869 円	515,969,162 円	99.13%
営業収益	210,313,000 円	127,910,886 円	84,663,457 円	212,574,343 円	101.08%
営業外収益	310,164,000 円	155,932,407 円	147,462,412 円	303,394,819 円	97.82%
特別利益	0 円	0 円	0 円	0 円	－

支 出

科目	予算現額	執行済額			執行率
		下半期	上半期	合計	
下水道事業費用	520,477,000 円	425,232,963 円	56,501,370 円	481,734,333 円	92.56%
営業費用	484,771,000 円	411,413,873 円	41,287,568 円	452,701,441 円	93.38%
営業外費用	33,666,000 円	13,819,090 円	15,213,802 円	29,032,892 円	86.24%
特別損失	40,000 円	0 円	0 円	0 円	0.00%
予備費	2,000,000 円	0 円	0 円	0 円	0.00%

資本的收入及び支出

収 入

科目	予算現額	執行済額			執行率
		下半期	上半期	合計	
資本的收入	170,863,000 円	95,567,000 円	57,952,200 円	153,519,200 円	89.85%
企業債	56,100,000 円	56,100,000 円	0 円	56,100,000 円	100.00%
国庫補助金	39,110,000 円	19,200,000 円	0 円	19,200,000 円	49.09%
他会計負担金	17,454,000 円	0 円	17,454,000 円	17,454,000 円	100.00%
他会計補助金	20,000,000 円	0 円	20,000,000 円	20,000,000 円	100.00%
他会計出資金	38,000,000 円	18,000,000 円	20,000,000 円	38,000,000 円	100.00%
負担金	199,000 円	2,267,000 円	498,200 円	2,765,200 円	1389.55%

支 出

科目	予算現額	執行済額			執行率
		下半期	上半期	合計	
資本的支出	359,421,000 円	174,963,723 円	125,731,628 円	300,695,351 円	83.66%
建設改良費	119,322,000 円	55,401,941 円	7,564,000 円	62,965,941 円	52.77%
企業債償還金	238,099,000 円	119,561,782 円	118,167,628 円	237,729,410 円	99.84%

3 予算の概要

令和6年度松伏町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度松伏町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 水洗化戸数	7, 419	戸
イ 年間総排水量	1, 790, 126	m ³
ウ 一日平均排水量	4, 910	m ³
エ 主要な建設改良事業 ストックマネジメント更新工事	110, 484	千円

(2) 農業集落排水事業

ア 水洗化戸数	47	戸
イ 年間総排水量	11, 705	m ³
ウ 一日平均排水量	32	m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 公共下水道事業収益	510, 682	千円
第1項 営業収益	198, 837	千円
第2項 営業外収益	311, 845	千円
第2款 農業集落排水事業収益	10, 220	千円
第1項 営業収益	2, 112	千円
第2項 営業外収益	6, 695	千円
第3項 特別利益	1, 413	千円
支 出		
第1款 公共下水道事業費用	509, 201	千円
第1項 営業費用	481, 115	千円
第2項 営業外費用	26, 086	千円
第3項 予備費	2, 000	千円
第2款 農業集落排水事業費用	10, 022	千円
第1項 営業費用	9, 264	千円
第2項 営業外費用	558	千円
第3項 予備費	200	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額198, 626千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 399千円、引継金771千円、減債積立金12, 3

7 6 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 7, 8 0 7 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1 5 6, 2 7 3 千円で補てんするものとする。) 。

収 入

第 1 款 公共下水道事業資本的収入	1 4 6, 7 8 3	千円
第 1 項 企 業 債	6 7, 5 0 0	千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	5 5, 2 0 0	千円
第 3 項 他会計負担金	1 4, 8 6 2	千円
第 4 項 他会計出資金	9, 0 0 0	千円
第 5 項 負 担 金	2 2 1	千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的収入	4, 0 3 4	千円
第 1 項 他会計補助金	3, 9 0 2	千円
第 2 項 負 担 金	1 3 2	千円

支 出

第 1 款 公共下水道事業資本的支出	3 4 4, 6 3 8	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1 2 6, 7 2 8	千円
第 2 項 企業債償還金	2 1 7, 9 1 0	千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的支出	4, 8 0 5	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	5 5 0	千円
第 2 項 企業債償還金	4, 2 5 5	千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当年度に属する債務として整理する未払金の金額は、1 6, 2 5 7 千円とする。

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	償還の方法	利 率
公共下水道 事業	5 5, 2 0 0	普通貸 借又は 証券発 行	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。	5. 0 %以内 (た だし、利率見直し方 式で借り入れる資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)
流域下水道 事業	1 2, 3 0 0		ただし、企業財政その 他の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低 利に借り換えすることが できる。	

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 32,625千円
(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、78,374千円である。

4 事業の経営方針

令和6年度における下水道事業の経営に当たっては、使用料の収入の確保と経費削減を図りながら効率的な経営を行い、引き続き「松伏町下水道事業経営戦略」及び「松伏町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の整備及び更新を実施するとともに、浸水対策として雨水出水浸水想定区域図を作成し浸水被害の軽減に向けて取り組んでまいります。